

前回調査（平成 25 年度実施）の概要等について

1 調査の概要

- (1) 目 的： 市民の人権に関する意識等を調査し、人権施策を推進する基礎資料とする
- (2) 調査対象 市内に居住する 20 歳以上の市民 3, 000 人（外国籍市民含む）
- (3) 調査方法 アンケート郵送形式、無記名（外国籍市民には、日本語のほか、英語・中国語・ハングル語を送付）
- (4) 調査期間 平成 25 年 11 月 1 日～15 日
- (5) 調査結果 有効回収数 1, 219 回収率 40.6%
- (6) 報告等 平成 26 年 3 月 報告書発行

2 調査、設問設計に当たったの基本的な考え方

- (1) 人権施策を推進するうえでの基礎資料
特定の人権課題の解決に向けた事業立案のために行う調査ではなく、人権施策を推進するうえでの基礎的な資料となる総括的な調査とした。また、調査結果は、次期人権文化推進計画（平成 27～36 年度）を策定する際の参考資料とした。
- (2) 計画（施策）推進との整合性
京都市の人権施策は人権文化推進計画を中心に推進することから、同計画の推進と一定の整合性を図るものとし、「人権一般及び教育・啓発」、「人権保障（外国籍市民、障害者などの各人権課題）」、「相談・救済」に分類し調査を行った。
- (3) 客観性の担保、向上
調査内容の検討に当たっては、人権文化推進懇話会から外部の視点で御意見をいただき、客観性の担保、向上を図った。

3 調査の特徴

- (1) 人権問題に関する基本的な意識状況に関する質問を設定
具体的な事象をあげ、その事象に対する市民の考え方を把握する。
例：「結婚相手を考える際に気になること」、「住宅を選ぶ際に気になること」など
- (2) 社会情勢を踏まえて質問を設定
ア インターネットによる人権問題を新たに追加
インターネットを媒介した人権侵害が多様化・複雑化してきていることから、現状や問題となっている事象を把握するために追加した。
イ 犯罪被害者に対する人権問題を新たに追加
本市において平成 23 年 4 月から「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、種々の取組を進めていることを踏まえ、犯罪被害者等の人権に対する市民の意識を把握するために追加した。
- (3) 同和問題についての質問内容の見直し
具体的な事象の中で、市民が同和問題をどのようにとらえているかという視点から質問内容を設定した。
＊ 平成 17 年度調査時は、同和問題の「認知状況」や「解決に必要な取組」について質問内容を設定していた。